

母来寮非常用発電機取替工事に係る質疑回答書

質 疑	回 答
①工事内訳に記載されている「2. 仮設工事」というのは、工事用の仮設電源を用意することなのか、それとも工事中の停電時間が長くなるための仮設であるのか、どちらでしょうか？	発電機更新期間中、発電機系統負荷にキュービクル商用から電源供給する仮設工事になります。よって、停電時間が長くなるための仮設ではありません。
②その電源を確保するのは、既存建屋内の分電盤からの分岐であるのか、最寄りの電柱からの引込工事を伴うものであるのか教えてください。	既存屋内の分電盤またはキュービクルからの分岐とします。
③既設燃料小出し槽（490L）改修に伴い、既設燃料（軽油）は再使用でしょうか。今まで燃料の小出し槽清掃を行っていない場合、燃料槽の底面にノロがたまっており、そのまま再使用すると発電機運転時に支障をきたす恐れが推測されるため、既設燃料は処分し、新品の燃料を補給した方がよいではないでしょうか。	既設燃料は廃棄し、新品を補充してください。 入札金額（見積り）には、既設燃料の廃棄処分費と新品燃料の費用を見込んでください。なお、新品燃料は、発電機の試運転に必要な量で可とします。
④発電機取替を行う際、発電機更新中に商用が停電した場合、低圧非常電灯盤の電源が消失します。仮設発電機での非常時対応が必要ではないでしょうか。	非常時対応は不要です。消防署にも確認済みです。（施設にて停電時の対応を考えています。）
⑤内訳書に記載されている「2. 仮設工事」の「電灯盤」について、内部の仕様を教えてください。また、仮設工事を行う箇所の指示をしてください。	【仮設分岐盤】 メイン MCB 3P 100A × 1 分岐 MCB 3P 30A × 1 MCB 3P 75A × 1 となります。 仮設工事行う場所は、発電機系統の負荷の消火栓ポンプ、M-11揚水ポンプ、スコットTRになります。
⑥発電機排気ダクトは、亜鉛鋼板で製作しますが、塗装は必要でしょうか。	塗装は不要です。
⑦発電機用排気チャンバーは、再使用してもよいでしょうか。	排風ダクトやフードは再使用不可です。新設に合わせて製作してください。排気管の屋外カバーについても排気管新設時に交換してください。
⑧既設発電機の防振架台（倉敷化工（株）	既存の防振架台撤去後、新規の防振架台

<p>製)は撤去し、同等の性能を有する防振架台が新規に必要でしょうか。</p>	<p>設置は不要です。</p>
<p>⑨オイルタンク廻りの配管、通気配管、バルブ類及びオイルタンクから発電機までのピット内配管は、再使用でよいでしょうか。</p>	<p>発電機室内の燃料配管は更新してください。(既設燃料のスラッジ等のごみが混入している可能性があるため。)</p>
<p>⑩既設コンクリート基礎は、発電機新設後、補修程度でよいでしょうか。</p>	<p>補修程度でよいと考えていますが、既設発電機の撤去後の状態にもよりますので、撤去時に別途協議とします。</p>
<p>⑪外壁給油口及びロリーアースは再使用でよいでしょうか。</p>	<p>再使用を予定しています。</p>
<p>⑫撤去した既設発電機とオイルタンクは、有価物として処理してよいでしょうか。</p>	<p>廃棄物として処分してください。</p>
<p>⑬撤去予定の発電機は、隣地に仮設発電機として使用してもよいでしょうか。その場合、火災予防条例に違反しないように防油堤、雨水対策を実施します。</p>	<p>④回答のとおり、更新期間中の非常時対応の仮設発電機は不要です。 なお、仮設発電機として使用する場合、既設発電機は屋内用でパッケージ(外箱)のコーキング等がされていないため、雨水の侵入が予想されます。また、燃料タンクは非搭載であるため、別置きタンクの設置が必要となります。(既存発電機に不具合が生じているため更新するものであり、移設後に稼働しない恐れもあります。)</p>
<p>⑭対象建物の内壁・外壁にアスベストは含まれているか。含まれている場合の見積りはどうしたらよいか。 また、撤去する既存発電機の部材にはアスベストは含まれていないか。</p>	<p>入札金額(見積り)には、アスベスト対策費用・調査費用を含めないでください。 対象建物の内壁について、アスベスト含有調査は行っていませんが、同時期に建設された別棟(本館)の機械室は調査を行い、アスベストが含有されていないことを確認済みのため、対象建物も含有されていないと判断しています。 外壁については、未確認です。 今回の工事で、内壁・外壁の取壊し・撤去等は予定していませんが、工程上やむを得ず取壊し等する必要が生じた場合であつて、アスベストが含まれていることが判明した場合には、落札業者と別途協議(追加契約)により対応いたします。 撤去する既存発電機については、メーカー見解により、含有されている可能性があります。しかし、今回の入札では、上記同</p>

	<p>様に対応しますので、入札金額には対策費用・調査費用は含めないでください。</p>
<p>⑮入札書や委任状はどのように提出したらよいか。</p>	<p>入札書は、封筒に入れてご提出ください。 なお、封筒に表書きや糊付け・封緘は不要です。入札会場前方の机に入札書をご提出いただきますので、提出時に、入札金額が他の参加者に見えない状態にしてください。 委任状については、委任状のみ（封筒なし）ご提出いただいても、上記同様に封筒に入れていただいてもどちらでもかまいません。</p>
<p>⑯営業所の代表者（所長）が入札に参加する場合は、委任状が必要か。</p>	<p>入札公告7（1）に記載のとおり、各社で、通常、営業所長に契約権限があり（契約当事者となる場合）、営業所長が入札に参加する場合には、委任状は不要です。 営業所長以外の社員が入札に参加される場合には、委任状が必要となります。 なお、入札要件に「鳥取県建設工事競争入札参加資格者」と規定していますが、鳥取県が行う工事ではないため、鳥取県へ年間委任状を提出されていても、今回の入札用に委任状の提出が必要となります。 また、委任状の様式に記載していますが、入札書に不備等があった場合、修正等をお願いすることがありますので、受任者（代理人）は、委任状に押されたのと同じ印鑑をご持参ください。委任状と同じものであれば、認印でもかまいません。</p>
<p>⑰不落札で再入札となったときに、辞退する場合にはどうしたらよいか。</p>	<p>入札書に「辞退」と記載してご提出ください。</p>
<p>⑱入札公告で、落札者は速やかに内訳書を提出することとなっているが、いつ提出したらよいか。</p>	<p>入札後（又は入札当日）に提出する必要はありません。 契約書締結までにご提出いただくことを想定していますが、時間を要する場合には、契約書締結後、速やかにご提出ください。</p>